

学校警察連携制度 ガイドライン

令和 5 年 4 月（改定）

神奈川県教育委員会

目 次

I 趣旨	
I 趣旨	1
II 総則	
II－1 制度の目的	2
II－2 連携機関	3
II－3 連携の内容	3
II－4 連携の従事者及び取扱者	3
II－5 連携の方法	4
III 情報収集について	
III－1 情報収集	5
III－2 情報の内容	6
III－3 連絡票の作成	6
III－4 本人への通知	7
III－5 保護者への連絡	8
III－6 教育委員会への報告	8
IV 情報提供について	
IV－1 情報提供	9
IV－2 情報の内容	11
IV－3 連絡票の作成	11
IV－4 本人への通知	12
IV－5 教育委員会の協議	12
IV－6 教育委員会への報告	13
V 個人情報保護の徹底	
V－1 秘密の保持	14
V－2 連絡票の管理の徹底	14
V－3 制度の検証	14
(別紙)	
送付書（様式 I , II, III）	16
(参考資料)	
学校警察連携制度フローチャート	17
個人情報の保護に関する法律（抜粋）	18
学校と警察との情報連携に係る協定書	20
学校と警察との情報連携に係る実施要領	22

I 趣旨

本制度は、神奈川県立の高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校に在籍する児童・生徒を対象に、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とするものである。

平成 14 年 5 月 27 日、児童・生徒の問題行動が深刻化し、少年非行が凶悪化、広域化するなど、児童・生徒を取り巻く状況が憂慮すべき情勢にある中で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、また警察庁から各道府県警察本部に対して、「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」により、学校・教育機関と地域の関係機関が連携して取り組むことが一層重要となっており、中でも、学校と警察との連携が極めて重要であり、一層の強化を図るよう通知がなされた。

この通知を受けて、各都道府県において、学校と警察との間で必要な児童・生徒の個人情報を提供する仕組み作りが始まり、現在では全都道府県において、児童・生徒の個人情報を提供することによる学校と警察との連携制度が整備されている。

本県においても、少子化、核家族化、高度情報化、さらに著しい都市化の影響などから、近年、児童・生徒に係る様々な課題はますます複雑化してきており、学校だけでは解決が難しい問題が増えている。これまでも学校においては必要に応じて福祉関係機関や医療機関、そして警察関係機関などとの連携のもと、様々な問題の解決を図ってきた。

このような中、個人情報の取り扱いについては、神奈川県個人情報保護条例第 8 条により本人外収集が制限され、また第 9 条により目的外提供が制限されていることから、学校が児童・生徒の個人情報を警察から収集、又は警察へ提供する場合は、神奈川県個人情報保護審議会に意見を聴く必要があり、平成 16 年 12 月に教育委員会は「個人情報の本人外収集及び目的外提供」について諮問を行った。

その後、8 回の審議を経て、平成 17 年 9 月に「個人情報の本人外収集」について、また平成 18 年 7 月に「個人情報の目的外提供」について、認める答申が出された。

この答申を踏まえ、平成 18 年 8 月 28 日に教育長と警察本部長との間で「学校と警察との情報連携に係る協定書」が締結され、平成 18 年 11 月 1 日から施行されることとなった。

これまで、学校と警察との間では、学校・警察連絡協議会などの組織を活用しながら、連携を進めてきたが、児童・生徒の個人情報の取扱いに係る点で限界があり、必ずしも十分な連携が図られてはいなかった。しかし、本制度の実施により個人情報の取扱いについてのルールが明確化され、これまで以上に学校と警察との連携を図ることができると共に、個人情報の取扱いについての透明性も確保されることとなる。

令和 5 年 4 月 1 日から個人情報の取扱いに関する規定が神奈川県個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用になるため、必要な改定を行ったものである。

Ⅱ 総則

Ⅱ-1 制度の目的

[協定書]

(目的)

第 1 条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とする。

[実施要領]

(目的)

第 1 条 この要領は、学校と警察との情報連携に係る協定書（以下「協定書」という。）第 11 条に基づき、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

(基本的考え方)

第 2 条 本制度は教育的配慮のもとに運用されるものであり、警察への情報提供に当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で、情報提供するものとする。

また、警察から収集した情報をもって、当該児童・生徒に対して、不利益となる処分をすることなく、事案に関係する児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行うものとする。

本制度は、神奈川県立の高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校に在籍する児童・生徒を対象に、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的としている。

しかし、教育委員会としては「児童・生徒の非行防止」、「犯罪被害防止」及び「健全育成」という学校と警察との共通の目的に加えて、「教育的配慮」という視点も必要である。警察から提供された個人情報は、学校における生徒指導に資するものであり、生徒に対して不利益となる処分を行うためのものであってはならない。

また、学校から警察への情報提供は、児童・生徒に対して、保護者との連携のもと、十分な指導の積み重ねの上で行われるものであり、さらに警察の専門的知識が必要と判断される場合に限り行われるものである。また、警察に情報提供を行った場合も、警察との連携した指導は継続するものであり、児童・生徒に対する指導の責任は最後まで学校にあることは言うまでもない。

Ⅱ-2 連携機関

[協定書]

(連携機関)

第2条 この協定において、連携を行なう機関(以下「連携機関」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会並びに神奈川県立の高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「学校」という。)
- (2) 警察本部及び神奈川県内に所在する警察署(以下「警察」という。)

本制度における「連携」とは、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携し指導に活用することであり、基本的には、各学校と警察署が連携機関である。

しかし、事案の内容により、連携が必要になる機関は、教育委員会では教育局支援部学校支援課、総合教育センター、警察本部では生活安全部少年育成課、少年相談・保護センターなどが考えられる。

協定書に記載された「神奈川県立の高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校」は、「神奈川県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校」と読み替えるものとする。

Ⅱ-3 連携の内容

[協定書]

(連携の内容)

第3条 連携機関は、一般的な連携はもとより、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図るものとする。

学校と警察とは、これまでも、学校・警察連絡協議会などで、連携を図ってきたが、本制度の実施によって、これまでの連携の必要がなくなるというものではない。

本制度は、これまでの連携を踏まえ、さらに一步進んだ連携を行うためのものである。

連携機関は、非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図るため、日頃から、様々な意見交換を行うなどの連携を図っておく必要がある。

Ⅱ-4 連携の従事者及び取扱者

[協定書]

(連携の従事者及び方法)

第6条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者及び校長又は校長があらかじめ指定する者が口頭又は文書により行うものとする。

[実施要領]

(連携の従事者等)

第4条 連携の従事者は、校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）とし、本制度に係る情報の提供及び収集を行う。

2 校長は、管理事務（連絡票の作成、管理、保管及び利用等に関する事務。）を総括する。

3 情報の取扱者は、校長又は校長が事案に応じて指定する者とする。

1 連携の従事者

学校と警察との間で、情報の提供及び収集を行う者を連携の従事者という。

校長は、連携の従事者を、副校長、教頭のうちから、必要に応じてあらかじめ指定し、明確にしておくこと。所管の警察署に対しても、通知しておくことが望ましい。

2 校長の役割

校長は、連携の従事者として情報の提供及び収集を行うとともに、本制度における個人情報の管理の責任者として、連絡票の管理、保管、情報の利用等に関する事務を総括する。

3 校長等が不在の時の対応

常に、緊急の事態に備え、連絡の取れる体制を整えておくことは当然のことであるが、警察からの連絡時に、校長等が不在であった場合には、対応者は警察に校長等が不在であることを告げて、速やかに校長等に連絡を取り、校長等から改めて警察署に連絡するものとする。

4 取扱者

収集された情報の取扱者とは、事案に応じて必要な指導を行うために、情報の内容を把握しておく必要がある者で、校長が事案に応じて指定する。

指定できる範囲は、担任教諭、生徒指導担当教諭などが適当であり、必要最小限の範囲で指定するものとする。

5 警察における連携の担当者

警察における連携の担当者は、少年警察を担当する生活安全課長であり、平素から連携を確保しておく必要がある。

Ⅱ-5 連携の方法

[協定書]

(連携の従事者及び方法)

第6条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者及び校長又は校長があらかじめ指定する者が口頭又は文書により行うものとする。

1 口頭又は文書による連絡

情報提供の方法は、原則として文書をもって行うこととする。しかし、緊急の場合は口頭で行うことができる。

2 電話による連絡

緊急の場合は、電話により提供をすることができる。しかし、その際は、相手方の確認を確実に行うものとする。

3 ファックスや電子メールによる提供の禁止

ファックスや電子メール、通送などは、誤信するおそれがあることから、使用を禁止する。

Ⅲ 情報収集について

Ⅲ-1 情報収集

[協定書]

(情報提供する事案)

第4条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

(1) 警察から学校へ提供する事案

ア 児童・生徒が違法行為を繰り返している事案

イ 児童・生徒が逮捕又は身柄通告された事案

ウ 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案

1 基本的な考え方

警察からの情報提供は、児童・生徒の立ち直り等の支援が目的である。

収集した情報に基づき、学校が家庭や警察との連携により、必要な立ち直り等のための支援を行うこととする。

2 警察から情報提供される事案

本制度により警察から提供される情報は、下記の事案である。

ア 児童・生徒が違法行為を繰り返している事案

暴行、傷害及び器物損壊などの各種法令に違反する行為を繰り返している場合で、単に飲酒、喫煙のみの補導では提供されない。

イ 児童・生徒が逮捕又は身柄通告された事案

児童・生徒が、警察に逮捕された場合。または、児童相談所へ身柄通告された場合である。

ただし、捜査未了や共犯者がいるなど、捜査上の理由により、提供されない場合もある。

ウ 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案

児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案であり、警察が学校と連携して指導又は支援が必要と判断されたものである。

3 不利益となる処分の禁止

本制度で行う情報の連携は、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のために実施するものであり、警察からの情報提供によって、懲戒処分を課すものではなく、立ち直りに向けた支援を行うものである。

Ⅲ-2 情報の内容

[協定書]

(情報提供の内容)

第5条 学校と警察が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の氏名及び住所並びに学校からの情報提供についてはその他の学籍に関する内容
- (2) 当該事案の概要に関する内容
- (3) 当該事案に関する指導状況に関する内容

1 情報収集の内容

- (1) 児童・生徒の氏名及び住所
- (2) 概要に関する内容
- (3) 警察で行った指導や措置

2 保護者への連絡状況

警察から収集した情報の内容は、保護者との連携による指導に資するため、保護者へ連絡することを原則としている。しかし、既に、警察において保護者に対して連絡がなされている場合は、学校から保護者に対して連絡をする必要はない。警察においては、神奈川県警察少年警察活動規程により、原則として、保護者に対して連絡をすることとなっている。警察から情報を収集するにあたっては、保護者への連絡の状況についても、確認をする必要がある。

Ⅲ-3 連絡票の作成

[実施要領]

(連絡票の作成及び廃棄)

第7条 警察から情報を収集する場合は、校長等は「収集連絡票」(様式1)を作成することとし、収集連絡票の保存期間は、1年間(作成日の属する年度の翌年度末)とする。

1 収集連絡票の作成

緊急かつやむを得ない必要がある場合に連携制度を運用して警察から口頭で情報提供がなされることがある。

その後、警察の定める様式等で文書を収受する前に児童・生徒の指導・支援を開始しなくてはならない場合は収集連絡票を作成する必要がある。

また、収集連絡票を作成した後に、警察から警察の定める様式等の文書を収受した際は、一対で保管しておくこと。

なお、当初から警察の情報提供が警察の定める様式等の文書によって行われた場合においては、当該文書の受領をもって収集とし、収集連絡票は作成せず、当該文書を収集連絡票とみなすことができる。

2 記載要領

- (1) 「収集年月日」

収集した日時を記載する。

- (2) 「収集者」

収集した者の職・氏名を記載する。

(3) 「提供者」

提供した者の職・氏名を記載する。

(4) 「事案に係る児童・生徒の氏名及び住所」

収集した事案に係る児童・生徒の氏名及び住所について記載する。

(5) 「事案の概要」

収集した事案の概要を記載する。

(6) 「事案に関して警察が行った指導、措置状況」

逮捕、身柄通告、補導など警察の行った指導や措置を記載する。

(7) 備考

本人への通知、保護者への連絡状況などについて記載する。

Ⅲ-4 本人への通知

[実施要領]

(本人への通知)

第5条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該生徒本人に、又は、当該児童の法定代理人である保護者に通知するものとする。

1 基本的な考え方

警察から情報提供された場合は、個人情報の保護に関する法律に本人へ通知する規定はないものの、学校は警察からの情報提供により、当該生徒本人に対して必要な指導や支援を開始することとなるので、本人への通知は指導の一環として当然行われるべきものである。

盲・ろう・養護学校の小学部に在籍する児童については、法定代理人である保護者に通知することとする。

なお、本人への連絡は口頭又は文書によるものとする。また、本人に対して連絡した日時は、連絡票の備考欄に記載しておくこと。

2 本人通知の時期

情報収集後、速やかに、本人に通知を行うことが必要であるが、本人及び第三者に危害が及ぶおそれがある場合は、危害が回避されたと判断された時点で、本人への通知を行うこととする。

Ⅲ-5 保護者への連絡

[実施要領]

(保護者への連絡)

第6条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該生徒の同意を得た上で保護者に連絡するものとする。ただし、警察から保護者へ既に当該情報の内容が連絡されている場合は、この限りでない。

警察から情報を収集した場合に、保護者や警察と協力した効果的な指導をするため、保護者と今後の指導方針などについての話し合いを行うことが必要であり、保護者への連絡は不可欠と言える。

保護者への連絡にあたっては、自己情報コントロール権の尊重という観点から、本人の同意が必要である。しかし、警察は原則として、児童・生徒を逮捕した場合などには保護者に連絡を行うこととしており、事案について学校から保護者に対して初めて連絡をするということは想定しがたい。

つまり、警察から、既に保護者に対して連絡がなされている場合は、学校から保護者に対しての連絡は、既に指導の範疇であり、この制度の外の行為として考えられるため、生徒の同意は必要としない。

警察から保護者に対して連絡がなされない場合とは、児童虐待等がある家庭で保護者に連絡することによって、児童・生徒の安全が脅かされる場合などが想定できるが、このような場合は、学校においても保護者に対して連絡をする必要はない。

Ⅲ-6 教育委員会への報告

[実施要領]

(教育委員会への報告)

第8条 警察から情報を収集した場合は、校長は、収集連絡票により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

1 報告の手続き

教育委員会への報告にあたっては、様式Ⅰに収集連絡票（写し）を添付し、学校支援課へ提出する。

なお、警察の定める様式等の文書で情報提供を受けた際には、様式Ⅰに同文書（写し）を添付し、学校支援課に提出する。

2 児童・生徒氏名等の削除

教育委員会への報告にあたっては、収集連絡票の「児童・生徒の氏名及び住所」は黒塗りするなどして削除する。

なお、警察からの情報提供が警察の定める様式等の文書によって情報を収集した場合は、児童・生徒欄を黒塗りするなどして削除する。

IV 情報提供について

IV-1 情報提供

[協定書]

(情報提供する事案)

第4条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

(2) 学校から警察へ提供する事案

ア 児童・生徒が違法行為を繰り返している事案

イ 児童・生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案

ウ 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案

[実施要領]

(情報提供)

第9条 協定書第4条第2号に規定する事案のうち警察へ情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援又は指導に効果がある場合

(2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合

1 基本的な考え方

学校内における児童・生徒の問題は、必要に応じて保護者との連携を図りながら、学校内で解決することが基本である。学校が警察に情報提供する場合は、協定書に規定した情報提供する事案に該当し、かつ実施要領に規定する「警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援や指導に効果がある」または「児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす」と校長が判断した場合に限るものとする。

また、学校から警察へ情報提供するにあたっては、事前に学校で十分な指導の積み重ねと、保護者との連携がなされたことが前提になくはない。

警察への相談や情報提供にあたっては、保護者と連携して、当該児童・生徒に対する事案に応じた必要な指導を繰り返し行い、その結果を踏まえて、児童・生徒本人及び保護者とともに警察へ相談して対応することを検討する。

しかし、学校が必要と認めた場合には、児童・生徒本人の意思によることなく、警察に対して情報を提供することとし、学校、家庭、警察が連携して継続した指導、支援に努めることとする。

なお、被害の届け出、刑事訴訟法の告発及び事件に関する相談については、本制度外での事案である。

本協定による警察への情報提供は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号を適用して情報提供できるものとしている。

2 学校が情報提供する事案

学校が警察へ情報提供する場合は、協定書第4条2号と実施要領第9条がともに満たされる事案である。

○協定書第4条2号

- (1) 児童・生徒が違法行為を繰り返している事案
- (2) 児童・生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案
- (3) 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案

○実施要領第9条

- (1) 警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援又は指導に効果がある場合
(事例)

ア 暴力事案などのうち、学校現場のみでは対応が困難で、警察署の警察官や少年相談・保護センターの少年相談員による指導を得ることで効果のある場合

イ 問題行動を繰り返す集団や暴力団が関係しているなどの学校部外者が関わっている事案で、警察署の警察官や少年相談・保護センターの少年相談員による指導、また問題行動を繰り返す集団に対しての補導や脱退・解散など協力を得ることで効果のある場合

ウ 援助交際などの事案で、学校関係者のカウンセリングのみでは適切な助言が困難で、事案に精通する警察署の警察官や少年相談・保護センターの少年相談員による指導を得ることで効果のある場合

エ ストーカー行為の被害など、事案の影響が学校内に限定されずに学校のみでの対応では安全確保が困難で、被害防止のためのパトロール活動など警察の協力を得ることで効果のある場合

オ 風俗店で働いている事案などで、学校のみでの対応では指導等が困難なため、警察署の警察官や少年相談・保護センターの少年相談員による指導を得ることで効果のある場合

- (2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合

(事例)

ア 暴力行為などにより、他の児童・生徒を精神的、身体的に圧迫し、登校が困難になる、あるいは正常な授業が受けられないなどの健全な生活を脅かす事案で、警察署の警察官や少年相談・保護センターの少年相談員による指導を得ることで効果のある場合

イ 本人の意思を抑圧して問題行動を繰り返す集団に参加させ、あるいは脱退を認めないなど、他の児童・生徒に対して、不利益を生じさせる事案で、警察署の警察官や少年相談・保護センターの少年相談員による指導を得ることで効果のある場合

IV-2 情報の内容

[協定書]

(情報提供の内容)

第5条 学校と警察が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の氏名及び住所並びに学校からの情報提供についてはその他の学籍に関する内容
- (2) 当該事案の概要に関する内容
- (3) 当該事案に関する指導状況に関する内容

情報提供の内容

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の学籍（氏名、生年月日、性別、住所、自宅電話番号、保護者の氏名、入学・転編入学年月日及び学年組をいう。）のうち必要な事項
- (2) 当該事案の概要
- (3) 当該事案に関して学校が行った指導状況

IV-3 連絡票の作成

[実施要領]

(連絡票の作成及び廃棄)

第11条 警察へ情報を提供する場合は、校長等は「提供連絡票」（様式2）を作成することとし、提供連絡票の保存期間は、1年間（作成日の属する年度の翌年度末）とする。

2 情報を、文書により提供する場合は、提供連絡票によるものとする。

1 提供連絡票の作成

警察へ情報を提供する場合は「提供連絡票」を作成する。

2 記載要領

- (1) 「提供年月日」
提供した日時を記載する。
- (2) 「提供者」
提供した者の職・氏名を記載する。
- (3) 「収集者」
収集した者の職・氏名を記載する。
- (4) 「児童・生徒」
提供した事案に係る児童・生徒の氏名などについて記載する。
- (5) 「事案の概要」
提供した事案の概要を記載する。
- (6) 「学校が行った指導」
学校が行った指導状況について記載する。
- (7) 「本人・保護者に対する連絡状況」
本人への通知などについて記載する。

IV-4 本人への通知

[実施要領]

(本人への通知)

第 10 条 警察へ情報を提供する場合は、原則として、校長等は提供する情報の内容を当該生徒本人に、又は、当該児童の法定代理人である保護者に通知するものとする。

1 基本的な考え方

警察に情報を提供する場合は、提供する内容について本人に通知することを原則とする。

なお、特別支援学校の小学部に在籍する児童については、法定代理人である保護者に通知することとする。

警察への情報提供は、学校が家庭との連携による繰り返しの指導が前提となっており、指導の中で警察への相談を検討し、本人の意向がない場合、学校から警察へ情報提供を行うものであり、本人への通知は指導の中で行われることが望ましい。

なお、本人への通知は口頭又は文書によるものとする。また、本人に対して通知した年月日は、連絡票の本人・保護者に対する連絡状況欄に記載しておくこと。

2 本人通知の時期

情報提供前に本人通知を行うことを原則とするが、本人及び第三者に危害が及ぶおそれがある場合は、危害が回避されたと判断された時点で、本人への通知を行うこととする。

なお、緊急の場合は、情報提供後、速やかに本人への通知を行う。

IV-5 教育委員会の協議

[実施要領]

(教育委員会の協議)

第 12 条 校長は、警察へ情報を提供する場合は、提供連絡票により、事前に教育委員会の協議に付さなければならない。ただし、児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある場合には、この限りではない。

2 教育委員会は、情報提供の是非及び提供する内容について検討し、必要な指導及び助言を行う。

1 協議

協定書の第 4 条第 2 号に定める「学校から警察へ提供する事案」のうち、「ア児童・生徒が違法行為を繰り返している事案」「イ児童・生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案」については、情報を提供するにあたって、事前に教育委員会と協議を行なうものとする。

2 学校支援課との調整

校長は、協議にあたっては、学校支援課との十分な事前調整を行なうこととする。

3 協議の手続き

教育委員会への協議にあたっては、様式Ⅱに提供連絡票（写し）を添付し、学校

支援課へ提出する。

4 児童・生徒氏名等の削除

教育委員会への協議にあたっては、提供連絡表の児童・生徒欄は黒塗りするなどして削除する。

5 検討会議

- (1) 教育委員会は、「県立学校から警察への情報提供に係る実施要領」に基づいて、校長から協議があった場合、教育局長、支援部長、総務室企画調整担当課長、高校教育課長、保健体育課長、学校支援課長及び特別支援教育課長で構成される検討会議において、当該事案の情報提供について早急に検討を行うものとする。
- (2) 検討会議は、必要に応じて、校長から直接に事案の概要について聴取を行うものとする。
- (3) 検討会議は、情報提供する事案が、協定書及び実施要領の要件を満たしたものであり、かつ、情報提供の範囲が提供事案に係る個人情報のみの必要最小限であることを確認した上で、情報提供の適否を検討し、教育長へ報告する。
- (4) 教育委員会は、協議内容について、校長に対して必要な指導や助言を行う。
校長は教育委員会との協議の結果を踏まえて、警察への情報提供を行うものとする。

IV-6 教育委員会への報告

[実施要領]

(教育委員会の協議)

第12条

- 3 第1項ただし書きに規定する緊急の場合については、校長は、提供連絡票により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

1 報告

協定書の第4条第2号に定める「学校から警察へ提供する事案」のうち、「ウ児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案」については、事前の教育委員会への協議は不要であるが、提供後、速やかに教育委員会へ報告を行うものとする。

2 報告の手続き

教育委員会への報告にあたっては、様式Ⅲに提供連絡票（写し）を添付し、学校支援課へ提出する。

3 児童・生徒氏名等の削除

教育委員会への報告にあたっては、提供連絡票の児童・生徒欄は黒塗りするなどして削除する。

V 個人情報保護の徹底

V-1 秘密の保持

[協定書]

(秘密の保持)

第7条 連携機関は、収集した情報について、秘密保持を徹底するとともに、この協定の目的以外の目的に当該情報を利用してはならない。

収集した情報について、秘密保持を徹底し、たとえ学校内の教職員であっても、連携の従事者または取扱者以外に、情報を漏らしてはならない。

また、本制度における情報は、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とするものであり、その他の目的のために利用してはならない。

V-2 連絡票の管理の徹底

[協定書]

(秘密の保持)

第7条 連携機関は、収集した情報について、秘密保持を徹底するとともに、この協定の目的以外の目的に当該情報を利用してはならない。

1 連絡票の管理

連絡票をパソコンなどで作成する際には、データをパソコン本体や電子媒体に保存してはならない。連絡票は教育委員会へ協議、報告する場合以外は複写してはならない。

連絡票及び起案文書は、校長が直接管理するものとし、鍵の掛かるロッカーなどに厳重に保管する。

2 連絡票の保存期間

連絡票及び上記起案文書の保存期間は1年間とし、作成日の属する年度の翌年度末にシュレッダーなどで破碎し、確実に廃棄する。

3 管理状況の確認

連絡票及び上記起案文書の管理状況について、毎年度、学校支援課が該当校の管理状況について確認を行う。

V-3 制度の検証

[協定書]

(検証)

第9条 連携機関は、この協定の運用状況について、年度毎に検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

1 検証

教育委員会と警察本部は、年度毎に、情報提供及び情報収集した事案について、その後の指導状況及び指導結果などについて検証を行う。

2 指導状況及び指導結果の報告

教育委員会は、情報提供及び情報収集した事案について、該当する校長に対して、その後の指導状況及び指導結果などについて報告を求めることとする。

(様式Ⅰ)

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

〇〇〇〇学校長

学校と警察との情報連携に係る収集事案について(報告)

標記の件について、学校と警察との情報連携に係る実施要領第8条により、報告いたします。

(様式Ⅱ)

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

〇〇〇〇学校長

学校と警察との情報連携に係る提供事案について(協議)

標記の件について、学校と警察との情報連携に係る実施要領第12条により、協議いたします。

(様式Ⅲ)

年 月 日

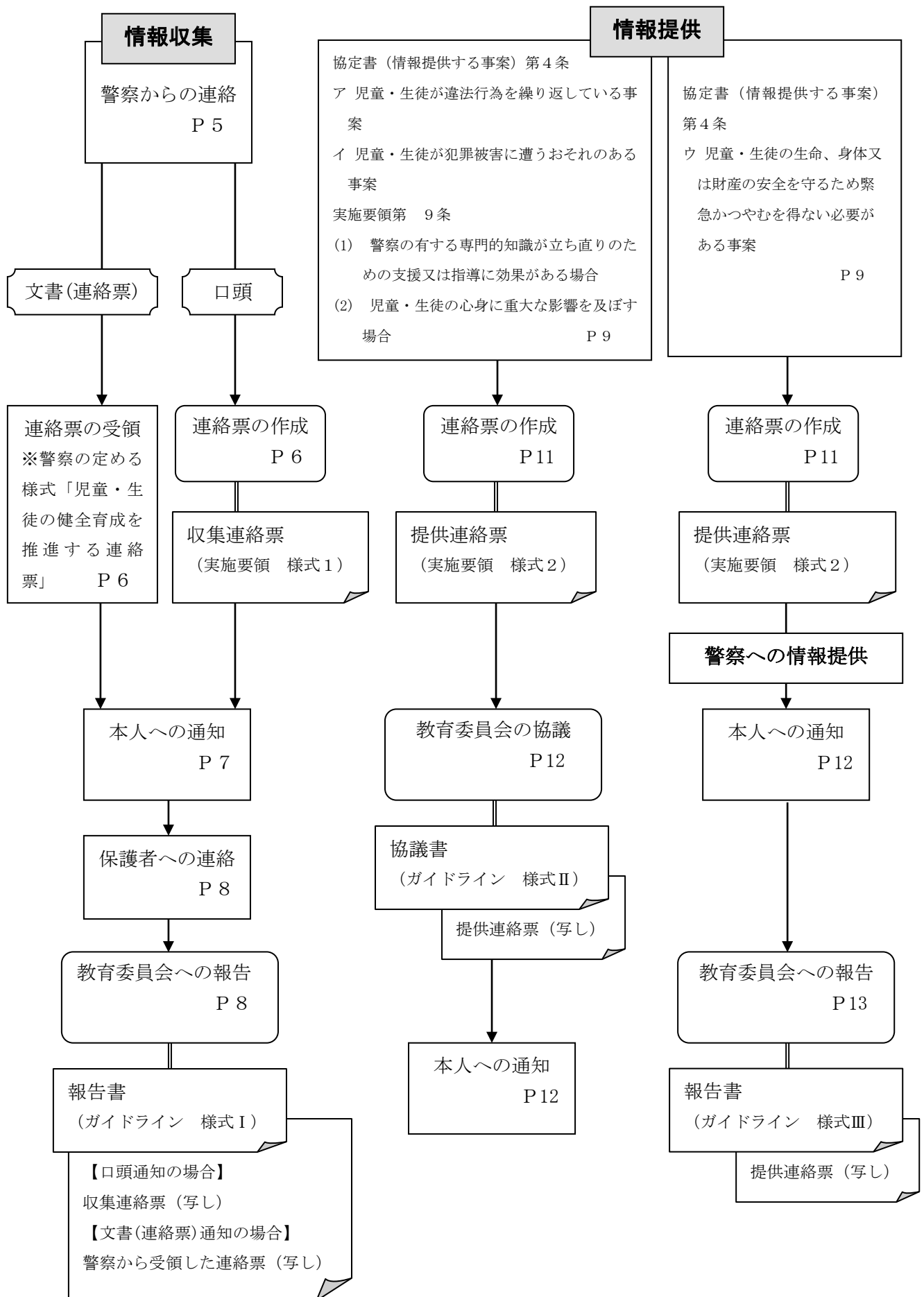
神奈川県教育委員会教育長 殿

〇〇〇〇学校長

学校と警察との情報連携に係る提供事案について(報告)

標記の件について、学校と警察との情報連携に係る実施要領第12条第3項により、報告いたします。

学校警察連携制度フローチャート



個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。

第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、

又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

学校と警察との情報連携に係る協定書

神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）とは、学校と警察との情報の連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とする。

（連携機関）

第2条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会並びに神奈川県立の高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「学校」という。）
- (2) 警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

（連携の内容）

第3条 連携機関は、一般的な連携はもとより、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図るものとする。

（情報提供する事案）

第4条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

- (1) 警察から学校へ提供する事案
 - ア 児童・生徒が違法行為を繰り返している事案
 - イ 児童・生徒が逮捕又は身柄通告された事案
 - ウ 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案
- (2) 学校から警察へ提供する事案
 - ア 児童・生徒が違法行為を繰り返している事案
 - イ 児童・生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案
 - ウ 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案

（情報提供の内容）

第5条 学校と警察が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の氏名及び住所並びに学校からの情報提供についてはその他の学籍に関する内容
- (2) 当該事案の概要に関する内容
- (3) 当該事案に関する指導状況に関する内容

（連携の従事者及び方法）

第6条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者及び校長又は校長があらかじめ指定する者が口頭又は文書により行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 連携機関は、収集した情報について、秘密保持を徹底するとともに、この協定の目的以外の目的に当該情報を利用してはならない。

(連携機関の責務)

第8条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めるものとする。

(1) 提供する情報については、正確を期すること。

(2) 児童・生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。

(検証)

第9条 連携機関は、この協定の運用状況について、年度毎に検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができる。

(委任)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、連携機関が別に定めることができる。

(施行)

第12条 この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、神奈川県教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月28日

神奈川県教育委員会
教育長

引地 孝一



神奈川県警察本部
本部長

井上 美昭



学校と警察との情報連携に係る実施要領

(平成 18 年 9 月 11 日)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 情報収集（第 5 条～第 8 条）
- 第 3 章 情報提供（第 9 条～第 12 条）
- 第 4 章 責務（第 13 条・第 14 条）
- 第 5 章 雑則（第 15 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、学校と警察との情報連携に係る協定書（以下「協定書」という。）第 11 条に基づき、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

（基本的考え方）

第 2 条 本制度は教育的配慮のもとに運用されるものであり、警察への情報提供に当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で、情報提供するものとする。

また、警察から収集した情報をもって、当該児童・生徒に対して、不利益となる処分をすることなく、事案に関係する児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 3 条 児童・生徒の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、適正な取扱いを確保するものとする。

（連携の従事者等）

第 4 条 連携の従事者は、校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）とし、本制度に係る情報の提供及び収集を行う。

2 校長は、管理事務（連絡票の作成、管理、保管及び利用等に関する事務。）を総括する。

3 情報の取扱者は、校長又は校長が事案に応じて指定する者とする。

第 2 章 情報収集

（本人への通知）

第 5 条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該生徒本人に、又は、当該児童の法定代理人である保護者に通知するものとする。

（保護者への連絡）

第 6 条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該生徒の同意を得た上で保護者に連絡するものとする。ただし、警察から保護者へ既に当該情報の内容が連絡されている場合は、この限りでない。

（連絡票の作成及び廃棄）

第 7 条 警察から情報を収集する場合は、校長等は「収集連絡票」（様式 1）を作成することとし、収集連絡票の保存期間は、1 年間（作成日の属する年度の翌年度末）とする。

(教育委員会への報告)

第8条 警察から情報を収集した場合は、校長は、収集連絡票により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第3章 情報提供

(情報提供)

第9条 協定書第4条第2号に規定する事案のうち警察へ情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援又は指導に効果がある場合
- (2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合

(本人への通知)

第10条 警察へ情報を提供する場合は、原則として、校長等は提供する情報の内容を当該生徒本人に、又は、当該児童の法定代理人である保護者に通知するものとする。

(連絡票の作成及び廃棄)

第11条 警察へ情報を提供する場合は、校長等は「提供連絡票」(様式2)を作成することとし、提供連絡票の保存期間は、1年間(作成日の属する年度の翌年度末)とする。

2 情報を、文書により提供する場合は、提供連絡票によるものとする。

(教育委員会の協議)

第12条 校長は、警察へ情報を提供する場合は、提供連絡票により、事前に教育委員会の協議に付さなければならない。ただし、児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある場合には、この限りではない。

2 教育委員会は、情報提供の是非及び提供する内容について検討し、校長に対して必要な指導及び助言を行う。

3 第1項ただし書きに規定する場合は、校長は、提供連絡票により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第4章 責務

(校長の責務)

第13条 校長は、教職員にこの要領の趣旨を周知し、校長の監督の下、教職員が協力して適切に運用できる体制を確立するとともに、児童・生徒及び保護者にこの要領の趣旨を周知し、保護者の十分な理解、協力を求めるものとする。

(教育委員会の責務)

第14条 教育委員会は、児童・生徒の情報の取扱いについて、この要領の趣旨を逸脱することなく、各事項が遵守されるように努めるとともに、校長に対しては、必要な指導及び助言を行うものとする。

第5章 雑則

(実施細目)

第15条 この要領の実施に当たり必要な事項は、教育長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から実施する。

様式 1

収 集 連 絡 票

収 集 年 月 日	年 月 日 () 時 分		
収 集 者	学 校	職・氏 名	
提 供 者	警 察 署	職・氏 名	
事案に係る児童・生徒の氏名及び住所			
事案の概要			
事案に関して警察が行った指導、措置状況			
備 考			

様式 2

提 供 連 絡 票

提供年月日	年 月 日 () 時 分		
提 供 者	県立 学校 (電話)	職 ・ 氏 名	校長
収 集 者	警 察 署	職 ・ 氏 名	署長
児童・生徒	氏 名		
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所		
	学年・組	学年 組	
	連 絡 先		
事案の概要			
学校が行った 指導			
本人・保護者に 対する連絡状況	(本人・保護者への通知年月日) 本 人： 年 月 日 保護者： 年 月 日 (その他)		